

国立大学法人高知大学契約事務取扱規則

平成16年4月1日
規則第79号

最終改正 令和5年3月17日規則第105号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(会計機関に関する規定の準用)

第3条 この規則において、会計機関について規定した条項は、会計機関の事務を代理又は分任する者について準用する。

第2章 競争参加者

(一般競争に参加させることができない者)

第4条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規則第30条第1項の競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第6条 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、当該年度における競争参加者の資格に関する公示により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、設計・コンサルティング業務及び建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における競争参加者の資格に関する公示により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- 2 契約担当役は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。
- 4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第7条 契約担当役は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要がある場合
- (2) 特殊な工事、製造等について実績を考慮する必要がある場合
- (3) 特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施する場合
- (4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要がある場合

- (5) 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められる場合
(競争参加者の指名)

第8条 指名競争に付するときは、第6条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

第3章 指名競争契約及び随意契約

(一般競争に付することが不利と認められる場合)

第9条 会計規則第30条第3項に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の一に該当する場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- (2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- (3) 契約上の義務違反があった場合に、本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

(指名競争に付することができる場合)

第10条 会計規則第30条第4項に規定する別に定める基準額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。
- (2) 財産の買入契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。
- (3) 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が1,000万円を超えないとき。
- (4) 財産の売払契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- (5) 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が500万円を超えないとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。

(競争に付することが不利と認められる場合)

第11条 会計規則第31条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の一に該当する場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (2) 物件の改造又は修理を該当物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
- (3) 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその

他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。

(4) 契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

(5) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(随意契約によることができる場合)

第12条 会計規則第31条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。

(2) 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(3) 財産の買入契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(4) 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えないとき。

(5) 財産の売払契約で予定価格が300万円を超えないとき。

(6) 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が300万円を超えないとき。

(7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(8) 運送又は保管をさせるとき。

(9) 外国で契約するとき。

(10) 官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人と契約を締結するとき。

(11) 農場、附属学校その他これに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

(12) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第13条 契約担当役は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

2 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

る。

第4章 契約に係る情報の公表

(契約に係る情報の公表)

第13条の2 本学の支出の原因となる契約(本学の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が第12条第2号から第4号まで又は第7号のそれぞれの金額を超えないものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次の各号に掲げる事項をホームページ上で公表し、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで掲載するものとする。

- (1) 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は氏名及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- (8) 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- (9) 随意契約によることとした会計規則の根拠条文及び理由(企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨)
- (10) 同一所管公益法人等と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

第5章 契約審査委員会

(契約審査委員会)

第14条 契約に関する重要事項を審査するため契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

- 2 委員会の審議事項、組織その他必要な事項は、別に定めるものとする。

第6章 予定価格及び見積書

(予定価格の作成及び決定方法)

第15条 契約担当役は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(随意契約における予定価格)

第16条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ前条(第2項を除く。)に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていること、その他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が300万円(工事の請負契約は250万円)を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

(見積書の徴取)

第17条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

2 契約担当役は、随意契約によろうとする場合において、次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 予定価格が50万円未満と見込まれるとき。

(2) 前条第1号に該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見積書の徴取が不可能又は著しく困難であると認められるとき。

第7章 競争入札の手続

(入札の公告等)

第18条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 契約担当役は、第7条の基準に基づき指名した者に対し、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項に準じて通知するものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第19条 契約担当役は、会計規則第35条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 第6条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第20条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、契約担当役は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかななければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第21条 会計規則第35条第2項の規定により、契約担当役が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 政府保証債
 - (4) 小切手（契約担当役が指定するものに限る。）
 - (5) 郵便為替証書
 - (6) 郵便振替の支払証書
 - (7) その他契約担当役が确实と認める債権
- （入札の執行）

第22条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
 - (2) 入札金額
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役は、あらかじめ競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当役は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
- （入札の延期又は廃止）

第23条 契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該競争入札を延期

し、又はこれを廃止することができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第24条 契約担当役は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員の外、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当役は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合の外、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

(開札)

第25条 契約担当役は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効等)

第26条 契約担当役は、第18条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 契約担当役は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。

3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

(再度入札)

第27条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(せり売り)

第28条 動産等の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争に準じ、せり売りに付することができる。

(落札者の決定方法)

第29条 契約担当役は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約担当役は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第30条 会計規則第33条第1項ただし書に規定する本学の支払の原因となる契約は、予定価格が2,000万円を超える請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者としなければならないものとする。

(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ別に定める割合を乗じて得た額の合計額を下回る入札価格であった場合

(2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下回る入札価格であった場合

(3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下回る入札価格であった場合

(4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合

3 契約担当役は、前項の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格について調査しなければならない。

4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し意見を求めることができる。

5 契約担当役は、第3項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不相当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

(落札方式の特例)

第30条の2 会計規則第33条第2項に規定する同条第1項の規定により難い契約の落札方式は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式
- (2) 価格交渉落札方式

2 前項に規定する落札方式に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

第8章 契約の締結

(契約書の作成)

第31条 契約担当役は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第32条 会計規則第34条のその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の省略)

第33条 会計規則第34条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第6条の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が500万円を超えない契約をする場合
- (2) 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (3) 第1号に規定する以外の随意契約で、契約担当役が必要ないと認める場合

(請書等の徴取)

第34条 契約担当役は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第35条 契約担当役は、会計規則第35条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。
- (4) 第6条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第36条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納付させるものとし、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

2 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、契約担当役は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第37条 会計規則第35条第2項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第21条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

第9章 監督及び検査

(監督の方法)

第38条 会計規則第36条に規定する監督は、契約担当役が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行わなければならない。

2 監督職員は、契約担当役と緊密に連絡するとともに、契約担当役の要求に基づき、又は随時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査の方法)

第39条 会計規則第36条に規定する検査は、契約担当役が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。

(契約担当役及びその補助者以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合)

第40条 会計規則第36条第3項及び第6項に規定する特に必要があるときとは、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合とする。

2 学長は、前項の定めるところにより監督職員又は検査職員を任命したときは、契約担当役にその旨並びに監督又は検査を行わせることとした職員の職名、氏名又は本学以外の者の氏名及び監督又は検査の事務の範囲を通知しなければならない。

(検査の一部省略)

第41条 検査職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が20万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

第42条 契約担当役又は学長から検査を命ぜられた補助者及び学長から検査を委託された者は、検査を完了した場合においては、500万円を超えない契約に係るものを除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いすることができない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第43条 契約担当役から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- (1) 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- (2) 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- (3) その他学長が必要と認めた場合

第10章 代価の収納、支払等

(代価の収納)

第44条 契約担当役は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し、又は交渉する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、やむを得ない事情があるとき、又は官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第45条 契約担当役は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日の翌月末日までに支払うことを約定しなければならない。

第11章 雑則

(準用規定)

第46条 本学における契約の一般的約定事項に関しては、会計規則及びこの規則並びに本学の諸規則等に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年2月13日規則第55号）

この規則は、平成20年2月13日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成21年3月5日規則第72号）

この規則は、平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月23日規則第22号）

この規則は、平成23年8月23日から施行し、平成21年6月2日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第164号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第164号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月18日規則第20号）

この規則は、平成28年8月18日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第105号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。